



鳥取県公報

平成 20 年 2 月 19 日 (火)
号外第 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県宿舍管理規則の一部を改正する規則（2）（管財課）・・・・・・・・・・ 3

==== 公布された規則のあらまし =====

鳥取県宿舍管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 宿舍の管理を一元的に行い、職務の効率的な遂行を確保するため、宿舍の所属区分を見直す。
- (2) 新たに転任等によってその勤務する公署から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされた者の入居の確保等のため、一般宿舍の入居期間に上限を設ける。

2 規則の概要

- (1) 次のとおり宿舍の所属区分を改める。

【現行】

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員を居住させるためのもの 総務部

イ 県立学校の職員並びに教育委員会及びその管理に属する機関の職員を居住させるためのもの 教育委員会事務局

ウ 県警察の職員を居住させるためのもの 警察本部

【改正後】

ア イに掲げる職員以外の職員を居住させるためのもの 総務部

イ 県警察の職員を居住させるためのもの 警察本部

- (2) 一般宿舍で入居後10年を超える長期入居者に対しては、職務の都合上やむを得ないと認められる場合を除き、明渡しの請求をすることができることとする。

- (3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、平成20年3月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県宿舍管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第2号

鳥取県宿舍管理規則の一部を改正する規則

鳥取県宿舍管理規則（昭和57年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>（<u>宿舍の所属</u>）</p> <p>第3条 宿舍は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる部局に所属するものとする。</p> <p>（1）次号に掲げる職員以外の職員を居住させるためのもの 総務部</p> <p>（2）略</p> <p>（入居前の現況確認）</p> <p>第9条 知事は、職員を宿舍に入居させようとするときは、所属職員又は知事から<u>宿舍の管理を受託した者</u>（以下「<u>管理受託者</u>」という。）に入居させようとする職員を<u>立ち合わせ</u>、当該宿舍の現況を確認させるものとする。</p> <p>2 前項の規定により宿舍の現況を確認した所属職員又は<u>管理受託者</u>は、知事が別に定めるところにより、<u>確認書</u>を作成しなければならない。</p> <p>（<u>使用期間</u>）</p> | <p>（<u>宿舍の所属</u>）</p> <p>第3条 宿舍は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる部局に所属するものとする。</p> <p>（1）次号<u>及び第3号</u>に掲げる職員以外の職員を居住させるためのもの 総務部</p> <p>（2）<u>県立学校の職員並びに教育委員会及びその管理に属する機関の職員を居住させるためのもの</u> <u>教育委員会事務局</u></p> <p>（3）略</p> <p>（入居前の現況確認）</p> <p>第9条 知事は、職員を宿舍に入居させようとするときは、所属職員に入居させようとする職員を<u>立ち合せ</u>、当該宿舍の現況を確認させるものとする。</p> <p>2 前項の規定により宿舍の現況を確認した所属職員は、知事が別に定めるところにより<u>確認書</u>を作成しなければならない。</p> |

| | |
|---|--|
| <p><u>第16条の2 一般宿舍の使用期間は、入居後10年間を限度とする。ただし、職務の都合上やむを得ないと認められるときは、この限りでない。</u></p> <p>(明渡しの請求)</p> <p>第17条 知事は、入居者等が次の各号のいずれかに該当するときは、宿舍等の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 使用期間が満了したとき。</u></p> <p>(退去等及び検査)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 入居者等は、宿舍等を明け渡すときは、当該宿舍等を原状に回復し、知事の指定する職員又は管理受託者の検査を受けなければならない。</p> | <p>(明渡しの請求)</p> <p>第17条 知事は、入居者等が次の各号のいずれかに該当するときは、宿舍等の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(退去等及び検査)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 入居者等は、宿舍等を明け渡すときは、当該宿舍等を原状に回復し、知事の指定する職員の検査を受けなければならない。</p> |
|---|--|

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県宿舍管理規則第2条第2号に規定する宿舍に入居している者に係る改正後の鳥取県宿舍管理規則第16条の2に規定する宿舍の使用期間は、同条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から10年間を限度とする。